

## 市川市水泳協会規約

### (名称)

第 1 条 本会は市川市水泳協会（以下「本協会」という）と称する。

### (事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を理事長宅に置く。

### (目的)

第 3 条 本協会は市川市を中心として水泳愛好者相互の親睦を基とし、水泳を通じて広く市民の健康と明朗な生活の実現を図り、市川市における水泳の普及発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 本協会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 水泳競技会の計画、実施
- 2 水泳及び水泳競技の普及発展及び技術指導
- 3 市川市体育協会加盟団体としての諸事業
- 4 その他第 3 条の目的達成に必要な事項

### (組織)

第 5 条 本協会は、市川市で活動する水泳を愛好する個人及び団体に組織する。

### (役員)

第 6 条 本協会に次の役員を置く。

- 顧問 1 名
- 名誉会長 1 名
- 会長 1 名
- 副会長 2 名以内
- 理事長 1 名
- 副理事長 2 名
- 会計 2 名
- 理事 若干名

### (役員を選出)

第 7 条 会長、副会長は、理事会において推薦し、総会で承認する。

- 2 理事は、理事会が必要と認めるときは、総会の承認を得て若干名を選出することができる。
- 3 理事長、理事は、理事会において互選する。
- 4 副理事長は、理事長が必要と認めるときは、選出し理事会の承認を得る。
- 5 顧問、名誉会長は、会長が必要と認めるときは選出し理事会の承認を得る。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本協会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事長は、会長の命を受け、理事会を統轄し、協会の業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐する。
- 5 理事は、理事長を補佐し、常時会務を処理する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは総会その他で補充選出することができる。
- ただし任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第10条 総会は、役員及び会員をもって構成し、次の事項について審議する。

- (1) 事業報告及び収支決算報告
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 協会規約の改正
  - (4) 会長その他役員の仕事
  - (5) その他協会に重大な影響をもたらす意志の仕事
- 2 総会は年1回会長がこれを招集し、議長は会員より選出する。ただし、特に必要と認められた時及び会員の1/3以上の要求があった場合は臨時に、これを開かなければならない。
- 3 総会は会員の2/3以上の出席または委任状により成立する。
- 4 総会の議事は出席者および委任状の過半数の決議により定める。ただし可否同数の場合は議長が定める。

(理事会)

第11条 理事会は、役員をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 総会で決定された事項の執行
  - (2) 協会の運営上必要な事項の企画立案
- 2 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。
- 3 会議の議事は出席者の過半数の決議により定める。ただし、可否同数の時は議長が定める。

(経費)

第12条 本協会の経費は、補助金、寄付金、その他をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

この規約は平成29年4月1日より適用する。

令和元年 5月16日 改定

令和6年 3月19日 改定